

決算報告

普通会計決算状況について

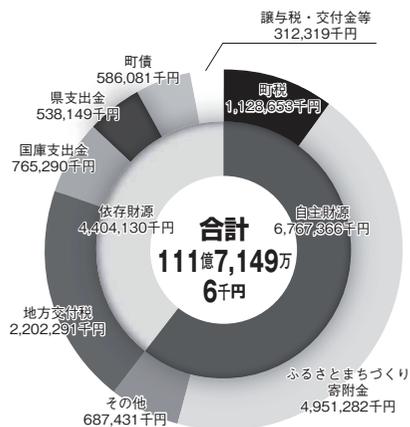
決算は、町にどれだけのお金が入り、どのような事業にお金を使ったかを表すものです。決算を通して、みなさんに納めていただいた税金をどのように使ったか、町の財政状況について概要をお知らせします。

町の会計は、大きく分けて一般会計と特別会計に分かれています。それぞれの市町村によって設置している会計は異なるため、他の市町村と決算を比較するときは、一般会計と一部の特別会計（湯浅町では、同和対策住宅新築資金等特別会計）を合わせた「普通会計」と呼ばれる会計と比較します。平成29年度普通会計決算についてみると、普通会計で3億1,474千円の黒字となりました。また、平成29年度末地方債残高については、84億4,569万円となり、基金残高については、財政調整基金が3億4,476万円、減債基金が1億1,578千円、ふるさとまちづくり基金が2億7,370万3千円となっており、別記の将来負担比率も大きく改善されましたが、他の市町村と比較するとまだ高い状況となっています。

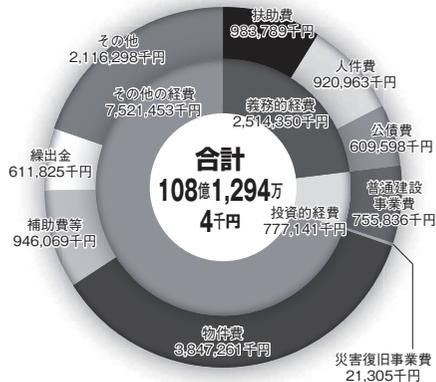
平成30年度以降も、湯浅駅周辺整備事業や橋原ポンプ場改築事業、保育所（こども園）建設事業など様々な事業を進めていきます。財政健全化においては町行政と議会が一体となり、将来に過度の負担とならないよう、しっかりと財政基盤を確立しながら、将来に渡る安心安全なまちづくりに取り組んで参りますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

普通会計

歳入



歳出



歳入においては、前年度より40億9,287万6千円の増となっています。前年度に比べて大きく増加したふるさとまちづくり寄附金（ふるさと納税）の影響が大きく、歳入全体の約44%をふるさとまちづくり寄附金（ふるさと納税）が占めています。一方で地方交付税・国庫支出金などは減となっており、今後も財政基盤をしっかり確立していく必要があります。

歳出においては、前年度より39億6,399万7千円の増となっています。ふるさとまちづくり寄附金（ふるさと納税）に係る業務委託に関する経費や、地方創生関連事業、湯浅駅周辺整備事業等の大型事業に伴う経費が増加している一方、災害復旧事業に係る経費などが減となっています。

また、基金への積立額も増加していることから、その他の経費が増となっています。

湯浅町の普通会計及び公営事業会計

(単位：千円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	11,392,274	10,875,669	57,408	459,197
同和対策住宅新築資金等特別会計	80,902	238,955		▲158,053
(会計間・年度間のやりとり)	▲301,680	▲301,680		
普通会計の計 A	11,171,496	10,812,944	57,408	301,144
国民健康保険事業特別会計	2,067,806	1,997,446		70,360
介護保険事業特別会計	1,348,928	1,305,630		43,298
後期高齢者医療特別会計	163,779	162,766		1,013
公営企業会計	35,662	35,662		0
農業集落排水事業特別会計				
駐車場事業特別会計	6,513	151,932		▲145,419
水道事業会計	145,356	91,495		53,861
公営事業会計の計 B	3,768,044	3,744,931	0	23,113
合計 (A+B)	14,939,540	14,557,875	57,408	324,257

※水道事業会計の歳入決算額は流動資産額、歳出決算額は流動負債額となっています。

★標準財政規模とは

町の標準的な一般財源（使途が決められていない財源）の規模をあらわしています。
平成29年度 34億5,403万3千円
平成28年度 35億3,322万円

★実質赤字比率とは

標準財政規模に対する普通会計の赤字額の割合を示す比率
15%以上…早期健全化団体へ
20%以上…財政再生団体へ
H29年度 なし (H28年度 なし)

★連結実質赤字比率とは

標準財政規模に対する普通会計及び公営事業会計の赤字額の割合を示す比率
20%以上…早期健全化団体へ
30%以上…財政再生団体へ
H29年度 なし (H28年度 なし)

★実質公債費比率とは

借金返済の負担の度合いを示す比率。一定以上になると地方債の発行が制限されます。
20%以上…早期健全化団体へ
30%以上…財政再生団体へ
H29年度9.7% (H28年度10.2%)

★将来負担比率とは

標準財政規模に対するすべての会計、一部事務組合等の将来負担する実質的な負債の割合を示す比率
350%以上…早期健全化団体へ
H29年度48.8% (H28年度116.5%)

★資金不足比率とは

公営企業の経営状況を判断する比率。
20%以上…公営企業の経営健全化計画を作成し、議会の議決を得なければなりません。
H29年度 なし (H28年度 なし)

用語説明

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費のことです。この経費の占める割合が多くなるほど硬直した財政運営となります。

○その他の経費

地方公共団体の歳出のうち、上記以外の支出を指し、物件費や維持補修費、繰出金や補助費等のことです。

○地方交付税

福祉、教育、道路などの町の標準的な仕事をを行う上で、町税では不足する場合に、その不足分を国が集めた税金の中から交付されたお金です。

○投資的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに対する経費です。これに分類されるのが普通建設事業費や災害復旧事業費などです。

○国庫支出金・県支出金

特定の事業を行うために、国や県から交付されたお金です。

○町債

特定の事業を行う財源として、国や金融機関より借り入れたお金です。

○譲与税・交付金

地方道路税や地方消費税など便宜上国が徴収した税金から譲与・交付されたお金です。